

小牧市建築工事における週休2日制工事試行要領

（令和7年4月23日）
7 小契第27号

（趣旨）

第1条 この要領は、市が発注する建築工事において、建設業における労働環境の改善及び将来の人材確保を図るため、週休2日制工事の普及に向けた取組の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象期間 契約締結日の翌日から工事完了日（完了届の提出日をいう。以下同じ。）までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除く。

ア 契約締結日の翌日から施工を開始する日までの期間（現場事務所等の設置、測量その他の工事の準備に要する期間を含む。）

イ 施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間（工事の後片付けに要する期間を含む。）

ウ 受注者が定める夏季休業の期間（3日間を限度とする。）

エ 受注者が定める冬季休業の期間（6日間を限度とする。）

オ 工場製作のみの期間

カ 施工を開始する日が火曜日から土曜日までの間である場合にあっては、施工開始日を含む週

キ 施工を完了した日が日曜日から木曜日までの間である場合にあっては、施工完了日を含む週

ク 工事事故等による不稼働期間

ケ 天災等の突発的な事情による対応期間

(2) 週休2日制 対象期間の全日数に対する現場閉所の割合（以下「休日取得率」という。）が28.5パーセント以上を確保したと認められる状態をいう。

(3) 現場閉所 1日を通して現場で作業を行わない状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

（対象工事）

第3条 週休2日制工事の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事のうち市が指定するものとする。

(1) 工程が現場の条件に大きく制約されない工事

(2) 緊急を要しない工事

（取組内容）

第4条 週休2日制工事の普及に向けた取組の内容（以下「取組内容」という。）は、次のとおりとする。

(1) 対象工事の受注者（以下「受注者」という。）は、施工計画書において現場閉所の計画が分かるように実施工程表を作成し、小牧市建築工事監督要領（平成20年1月22日19小総第842号）第10条に規定する工事打合簿（以下「工事打合簿」という。）に添えて監督職員に提出し、監督職員はこれを確認するものとする。

(2) 受注者は、毎月5日までに当該月の前月分の週休2日制の実施状況（非対象期間の明示を含む。）をカレンダー形式で作成し、工事打合簿に添えて監督職員へ提出し、監督職員はこれを確認するものとする。

（対象受注者の努力義務）

第5条 受注者は、1月において4週8休以上が達成できるよう努め、毎月第2週及び第4週については、土曜日を現場閉所するよう努めるものとする。

2 受注者は、非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日制に取り組めるよう努めるものとする。

（休日取得率の算出方法）

第6条 対象期間の休日取得率の算出は、次に定めるところによる。

(1) 施工を開始する日が月曜日の場合、前日の日曜日を第1日目とする。

(2) 施工を完了した日が金曜日の場合、翌日の土曜日を最終日とする。

（アンケート等の協力）

第7条 監督職員及び受注者は、市が実施する週休2日制に係るアンケート調査又はヒアリング調査に協力しなければならない。

（工事成績評定）

第8条 週休2日制工事は、休日取得率が28.5パーセント以上の場合には、小牧市建設工事成績評定要領（平成20年1月16日19小総第852号）第6条に規定する項目別評定点のうち創意工夫の項目において評価するものとする。

2 休日取得率が28.5パーセント未満の場合であっても、工事成績評定の減点は行わないものとする。

(費用の計上等)

第9条 市は、当初設計から、週休2日制の達成を前提に、労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価をいう。以下同じ。）の労務費をいう。）に補正率を乗じて工事費を積算し、予定価格を作成する。

2 前項の規定により労務費に乘じる補正率の値は、次の表の区分の欄に掲げる労務費等の区分に応じ、同表補正率の欄に定めるとおりとする。

区分		補正率
複合単価（交通誘導警備員の労務単価についても同様とする。）		1.02
市場単価及び物価資料の掲載価格	市場単価	新営工事の場合 別表第1から別表第3までに定める新営補正率（以下「新営補正率」という。）
		全館無人改修及び執務並行改修（施工の作業効率が悪くなるものを除く。）の場合 新営補正率
	物価資料の掲載価格	執務並行改修（施工の作業効率が悪くなるものに限る。）の場合 別表第1から別表第3までに定める改修補正率（以下「改修補正率」という。）
		新営工事の場合 新営補正率
	全館無人改修及び執務並行改修の場合 改修補正率	改修補正率

3 週休2日制を達成できない場合は、休日取得率の達成状況に応じて、最終設計額から補正分を減額した変更契約をするものとする。

(工事名)

第10条 市は、対象工事の名称の末尾を「（週休2日制工事）」とするものとする。

(特記仕様書及び入札公告)

第11条 市は、対象工事に係る特記仕様書及び入札公告に、当該工事が

この要領に基づく週休 2 日制工事の対象工事である旨を記載するものとする。

(雑則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知をする工事（入札公告又は指名通知によらないものにあっては、新規に契約する工事）から適用する。

別表第 1 (第 9 条関係)

建築工事の補正率

工種	摘要	通期の週休 2 日	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01

左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具工事	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

備考 この表において、「市場単価」とは市場単価の掲載価格の補正率を、「物価資料」とは物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、摘要欄に記載がない項目は、市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

別表第2（第9条関係）

電気設備工事の補正率

工種	摘要	通期の週休2日	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理	1.01	1.14

	ケーブルラック用（壁・床）		
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁 ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（設地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、設地極埋設票（金 屬製）	1.01	1.01

別表第3（第9条関係）

機械設備工事の補正率

工種	摘要	通期の週休2日	
		新嘗 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音 内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及 び低圧チャンバー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備（ユ ニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22